

ぜひ、ご活用下さい

6次産業化・農商工連携の取り組みに対する (地独)山口県産業技術センターの支援策について

やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業に係る
事業計画を作成し、県知事認定を受けた事業者が、
その試作や商品開発のために新事業創造支援セン
ターに入居する際は、月額使用料の減免(50%)を受
けることができます。

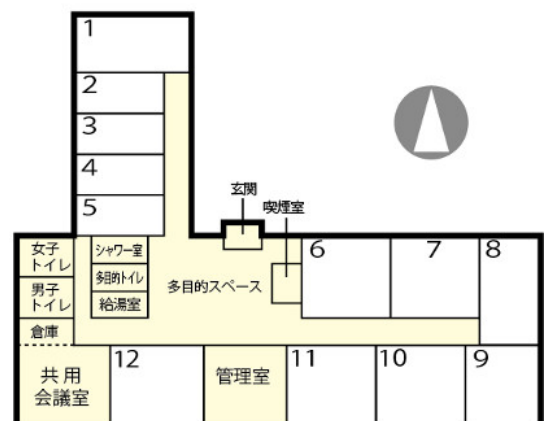


入居していただくと、隣接した山口県産業技術センターの開放機器の使用料も50%減免されます。開放機器は200種類以上ありますので、試作や商品開発にご利用可能です。

開発支援室 番号	面積 (m ²)	月額使用料 (円)
1	45.0	70,200
2,3	33.75	52,650
4,5	41.25	64,350
6,7,10~12	52.8	82,368
8	42.0	65,520
9	46.2	72,072

上記の月額使用料の50%が減免されます

●平面図 注：1～12 開発支援室番号



(問合せ先)
山口県産業技術センター 産学公連携室
TEL 0836-53-5052